

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 原子力緊急事態解除宣言後の対応

【各班】

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県及び関係機関や引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者支援チーム等と連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 放射性物質の除去等

【事務局、原子力事業者】

- (1) 事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮へいを行うものとする。
- (2) 事業所外において放射性物質によって汚染された区域又は物品等が認められる場合、市長は、立入制限区域を設定、公示するとともに、放射性物質の除去計画を原子力災害合同対策協議会で協議するものとする。
- (3) 市は、支援・研修センターとの協力のもと、国、県及び防災関係機関と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行うものとする。

第4節 各種規制措置の解除

【事務局】

市は、県が実施する緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第5節 広報

【事務局、企画班、産業班】

市は、県が実施する緊急時モニタリングの結果や各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を市民に広報する。

この場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと市民全体を対象とした広報を行うとともに、国及び県との連携のもと積極的な広報を行うものとする。

特に、農林業、商工業、観光業等への風評被害を防止するために、国、県と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを行うものとする。

第6節 被害状況の調査等

1 住民の登録

【事務局、保健福祉班】

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受け入れた住民に対して、あらかじめ定める記録票により登録をするものとする。

2 被害調査

【事務局、保健福祉班、産業班】

市は、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を、風評被害も含め調査をするものとする。

- 1) 避難・屋内退避等の措置
- 2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- 3) 立入禁止措置
- 4) その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

【事務局】

市は、国及び県と連携して被災地域の汚染状況図を作成するとともに、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 被災者の生活の支援

【企画班、保健福祉班、産業班】

(1) 窓口の設置等

市は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国及び県と連携するとともに関係機関と協力し、必要に応じ、義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置するものとする。

1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置するものとする。

2) 被災中小企業者、農林業者への支援

被災中小企業者、農林業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

3) 損害賠償関係

被害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置するものとする。

(2) 市外へ避難した被災者に対する情報提供等

市は、市外の市町村に避難した被災者に対し、避難先の市町村の協力を得ながら、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 災害対策基金の活用

市は、被災者の救済及び自立支援と災害からの早期復興を図るため、必要に応じて災害対策基金を活用するものとする。

第7節 住民等の健康影響調査等の実施

【保健福祉班】

(1) 市は、国及び県と連携し、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施するものとする。

(2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施するものとする。

第8節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

【原子力事業者】

事故発生事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣し、事故の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第9節 物価の監視

【事務局、産業班】

市は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。